

こうち生協メンバーズカードコープマネー(電子マネー)サービスご利用約款

(目的)

第1条 こうち生活協同組合(以下「当組合」という)が発行するメンバーズカード(以下「本カード」という)に付帯させたメンバーズカード電子マネー(第3条以下「コープマネー」という)サービスを組合員が利用およびコープアプリ内に登録した「デジタル電子マネー(第3条以下「デジタルコープマネー」という)の利用について本約款を適用するものとします。

(定義)

第2条 本約款において用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 本カードとは、当組合が発行する「組合員証」で、電子マネーサービス機能を備えた、前払式支払手段である加減算型カードです。貨幣としての価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金することができ、また入金された金額をもって当組合指定の店舗において商品または当組合が提供する役務やサービスなどを購入することができます。本カードは、カード裏面にサインされた組合員本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。
- (2) メンバーズカード取扱店とは、「メンバーズカード取扱店」の掲示がある当組合の店舗(以下「カード取扱店」という)または施設をいいます。具体的なカード取扱店の場所や情報に関しては、本約款末尾に記載されたお問合せ窓口にお電話にてお問合せいただくか、当組合ホームページにてご覧いただけます。
- (3) メンバーズカードコープマネー(電子マネー)とは、本カードに記録される貨幣的価値を証するものをいいます。(なお、本カードの最終ご利用日現在における組合員が利用可能なメンバーズカードコープマネー(電子マネー)の金額を「残高」といいます。)
- (4) 入金とは、組合員が第3条に定める方法により、本カードにメンバーズカードコープマネー(電子マネー)を加算することをいいます。
- (5) 残高とは、本カードにおいて組合員が利用可能なメンバーズカードコープマネー(電子マネー)の額をいいます。

(入金の方法)

第3条 組合員はカード取扱店にて、当組合所定の方法により本カードに入金することができます。

2. 現金以外で入金することはできません。本カード1枚の1回あたりの入金は、1,000円以上1,000円単位で最大49,000円まで可能です。また、本カード1枚に対してメンバーズカードコープマネー残高が50,000円を超える入金はできません。

(利用の方法)

第4条 組合員は、当組合の店舗レジでメンバーズカードコープマネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

2. 一部対象とならない売り場があります(移動店舗、委託催事、自販機などのメンバーズカードコープマ

ネー対応レジにて精算を行わない売場、直営以外の店舗内テナント)

3. 共同購入、個別配達、共済、保険、サービス事業等ではご利用できません。
4. 組合員がカード取扱店でメンバーズカードコープマネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、メンバーズカードコープマネー残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
5. 組合員は、当組合の店舗レジにおいて、商品等の購入または提供を受け、メンバーズカードコープマネーサービスを利用し、メンバーズカードコープマネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、改めて本カードに入金のうえメンバーズカードコープマネーでお支払いいただくか、または不足分を現金によりお支払いいただくものとします。
6. 組合員が当組合の店舗レジにおいて商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる本カードの枚数は1枚に限ります。
7. 組合員はメンバーズカードコープマネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、交付するレシート等に印字して表示されるメンバーズカードコープマネー残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合は、その場でカード取扱店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合は、組合員は当該メンバーズカードコープマネー残高について誤りがないことを了承したものとみなします。
8. デジタルコープマネーを利用する組合員は、「カード番号等」を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、「カード番号等」を使用して行われた行為は、組合員が行った行為とみなします。また、組合員による「カード番号等」の管理または誤用によって起因して生じた組合員の損害について、当組合は一切の責任を負わないものとします。

(メンバーズカードコープマネーの残高について)

第5条 メンバーズカードコープマネー残高は、メンバーズカードコープマネーサービス利用時のレシート、当組合指定のウェブサイト、カード取扱店舗において本カードを提示していただくことにより、本カードの残高照会をすることができます。また、本約款末尾記載のお問い合わせ窓口でも照会いただけるものとします。また、デジタルコープマネーを利用する組合員は、コープアプリ内においても残高を確認することができます。

2. 組合指定のウェブサイトにて残高を確認される場合は、本カード裏面に記載された16桁のカード番号と6桁のPIN番号が必要となります。
3. 組合指定のウェブサイトにおいて、残高のほかご利用履歴も確認が可能です。また、デジタルコープマネーを利用する組合員は、コープアプリ内においても利用履歴を確認することができます。但しシステムの都合上、ウェブサイト上で表示できる履歴内容、履歴件数は当組合が決めるものとします。
4. 組合員が当組合の脱退または組合員資格を喪失した時点で、メンバーズカードコープマネー残高はゼロとなり、現金の払戻しは行われないものとします。

(残高の移行、換金)

第6条 組合員は、当組合が認めた場合を除き、メンバーズカードコープマネーを他のカードに移行することはできません。

2. 本カード自体または本カード残高の換金、返金および払戻し等はいたしません。
3. ただし、社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当組合の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止することを当組合が決定した場合には、組合員に対し事前に当組合所定の方法で通知することにより、メンバーズカードコープマネーサービスを終了することができるものとします。この場合、組合員は当組合に対して本カードの残高の払戻しを求めることができるものとします。当組合は所定の方法に従って、本カードの残高照会の結果に基づき払戻しを行うものとします。
4. 当組合が前項の通知を行ってから3年経過した場合には、組合員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

(本カードの再発行)

第7条 カードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。当組合は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因が組合員の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当組合の判断により、当組合所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。この場合所定の発行手数料をお支払いいただくと共に、当組合は新しい本カードと引き換えに旧本カードをお引渡し頂きます。

2. 紛失・盗難により本カードが再発行された場合、当組合によるコープカードの利用停止措置が完了した時点のメンバーズカードコープマネー残高は再発行されたカードに引き継がれるものとします。再発行に当たっては、当組合所定の発行手数料を支払うものとします。
3. 組合員が本カードの紛失・盗難等を申し出てから当組合による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを組合員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前にメンバーズカードコープマネーを第三者により利用された場合、またはその他何らかの損害が生じた場合でも、当組合は一切の責任を負わないものとします。

(モバイルの機種変更)

第8条 組合員がコープアプリインストール済みのモバイル機器を機種変更などにより別のモバイル機器に変更する場合は、変更後のモバイル機器(以下、「新モバイル機器」という)にコープアプリを再インストールし、再度「コープマネー管理」での情報登録を行うものとする

2. 新モバイル機器の「コープマネー管理」での情報登録において、変更前に利用していたモバイル機器(以下、「旧モバイル機器」という)で利用していたカード番号と同じ番号を登録した場合は、デジタルコープマネー残高は自動的に引き継がれるものとします。その場合、旧モバイル機器でのデジタルコープマネーの決済機能は利用できなくなるものとします。
3. 異なるモバイル機器にコープアプリをインストールし、同じカード番号を登録しても、後から登録した方が有効となり、先に登録したモバイル機器でのデジタルコープマネー決済はできないものとします。

(不正な取得・利用等)

第9条 次のいずれかに該当するときには、当組合は、組合員に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、組合員の本カードを当組合にお引渡し、コープアプリを削除していただくもの

とします。

- (1) 組合員が不正な方法により本カードを取得され、または、組合員が不正な方法により本カードを取得したことを知って使用した場合や使用しようとした場合。
 - (2) 本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。
 - (3) 本約款に違反した場合。
 - (4) その他、本カードの利用が不正であると当組合が認める場合。
2. 当組合は前各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとします。
 3. 組合員は前1項の場合においても、払戻または本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

(メンバーズカードコープマネーが利用できない場合)

第10条 組合員は次のいずれかの場合においては、その期間において、メンバーズカードコープマネーの入金、利用ならびに残高の照会をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 本カードに関するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) 本カードの破損、または当組合店舗レジの機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) コープアプリをインストールしたモバイル機器、利用端末・チャージ端末、ネットワーク機器、これらに付随する機器等の破損または電磁的影響・停電その他の事由による使用不能の場合
- (4) 組合員のコープアプリのバージョンが最新でない場合、デジタルコープマネーの決済機能以外のコープアプリの機能も実行できないことがあることをあらかじめ承諾するものとします。
- (5) 組合員が故意または過失により、コープアプリがインストールされた機器で、デジタルコープマネーの利用を不可能にするための機器操作を行った場合
- (6) その他やむを得ない事由のある場合。
- (7) 本条各項に定める理由およびその他の理由により、こうち生協メンバーズカードコープマネーサービスをご利用いただけないことから当該組合員に生じた不利益または損害等について、当組合はその責任を負わないものとします。

(業務委託)

第11条 当組合は、本カードに関して行う業務を第三者に委託することができるものとします。

(質権等担保権設定の禁止)

第12条 組合員は、本カードに質権等の担保の設定を一切することができないものとします。

2. 当組合は、組合員が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

(個人情報の収集・利用)

第13条 組合員は、氏名・住所・電話番号・生年月日等、組合員が申込時および入会後に当組合に届け出た事項およびメンバーズカードコープマネーサービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます)

を、当組合が別途定める「個人情報保護方針」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

2. 組合員は、メンバーズカードコープマネーサービスの業務に必要な範囲で、当組合が組合員に関する個人情報を当組合の委託先に提供することに同意するものとします。

(裁判管轄)

第14条 本約款に基づくご利用および取引に関して組合員と当組合またはカード取扱店との間に紛争が生じた場合、当組合の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

(本約款の変更)

第15条 当組合は当組合の判断において本約款を組合員に事前に通知することなく変更することができるものとします。

2. 本約款を変更するときには、変更後の本約款をカード取扱店の店頭あるいは本部に所定の期間備え置くものとします。

附則

2016年10月1日制定

2017年 8月 1日改定

2022年 8月25日改定

2022年11月14日改定

《メンバーズカード発行元およびお問合せ窓口》

こうち生活協同組合 高知県高知市薊野中町16-8

問い合わせ電話番号:088-826-5211 (月～金 9:00 ~ 17:30)

URL:<http://www.kochicoop.or.jp/>